

少年・刑事財政基金寄付金募集規則（規則第三百三十五号）中一部改正

少年・刑事財政基金寄付金募集規則（規則第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び当番付添人制度」を「、当番付添人制度及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度」に改める。

第三条ただし書き中「その受け入れ」を「その受入れ」に改め、同条第一号中「及び少年付添人の活動」を「、少年付添人の活動及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護における活動」に改める。

第五条中「少年・刑事財政基金に関する規程」の下に「（会規第八十六号）」を加える。

附 則

第一条、第三条及び第五条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。